

ご存知でしたか？

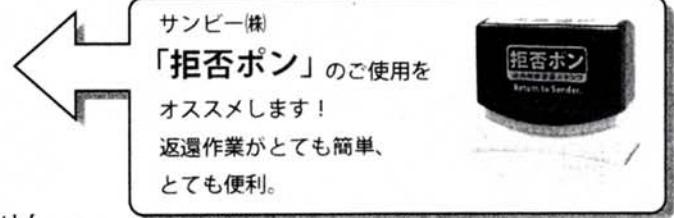
迷惑な郵便物、身に覚えのない郵便物は返還できます。

郵便物「受取拒否」FAQ

■受取拒否の方法

郵便物等に下記事項を明記の上、郵便窓口にお持ちいただかずか、郵便ポストに投函していただければ差出人へ返還できます。

- ・「受取拒否」の文字
- ・受け取りを拒否した方の印を押印または署名を記載



■受取拒否を行う際の注意点

- ・開封後の郵便物は、受け取りを拒否することはできません。
- ・日本郵便が配達した郵便物等でないものは、前述の方法で受取拒否していただくことはできません。

■受取拒否が可能な郵便物

- ・封書、葉書、小包、書留、ゆうメール便などほとんどの郵便物を受取拒否することが出来ます。
- ・裁判所から送られてくる特別送達は受け取りを拒否することは出来ません。

■受取拒否を行っても再度同じ差出人から郵便物が届く可能性は？

「受取拒否」で返還しても、差出人に対して次回以降の郵便物発送を停止させる法的な効力はありません。但し、「受取拒否」という意思表示をすることで差出人から今後同様の郵便物が届かなくなる効果をもたらす可能性はあります。

◎「拒否ポン」においては発売前の商品テストにて返還した差出人から「高い確率で次回以降郵便物が届かなくなった」というテスト結果を得ております。

■過去に届いた郵便物は「受取拒否」できるの？

「受取拒否」は郵便物到着後「速やか」に受取拒否の手続きを行うことが原則となります。具体的な日数は定められていませんが、日数が経ち過ぎているものは返還できない可能性があります。

■「受取拒否」と郵便物に表記する際、表記する場所は定められているの？

規定はないですが、郵便局員に「受取拒否」の意志を示すため郵便物表面の目立つ位置に表記してください。特に「拒否ポン」ご使用の際は赤色や色の濃い郵便物に捺す場合は目立ちにくいのでメモ、付箋等に捺して郵便物に貼付してください。

■日本郵便のHPには「メモ、付せんを貼り付け」となっているが、郵便物に直接表記してはダメ？

日本郵便では受取拒否はメモ・付箋に必要事項を記入の上、郵便物への貼付が望ましいとされています。但しこれは絶対に必要とされるものではなく郵便物に直接必要事項を表記しても基本的に返還できます。ただメモ・付箋を使用する方が確実ですので、可能であればメモ・付箋の貼付にて郵便物に表記してください。

■日本郵便のHPを見ると「受取拒絶」になっているが、何故「受取拒否」？

日本郵便では「受取拒絶」という表記ですが、一般的に使用されているのは「受取拒否」という記載が多いです。また「拒絶」より「拒否」の方が差出人に与える印象が柔らかいためトラブル回避の意味も込めて「拒否ポン」では「受取拒否」という表記を採用しています。